

# 令和元年度新潟県子育て支援員研修実施要項

## 1. 研修名称

令和元年度新潟県子育て支援員研修

## 2. 目的

子ども・子育て支援新制度において、新たに給付又は事業として実施される小規模保育などの子育て支援事業において、これらの支援の担い手となる子育て支援員を養成することを目的とする。

## 3. 主催

新潟県

## 4. 研修運営

株式会社ニチイ学館（研修運営業務受託事業者）

## 5. 実施内容

当該要項のほか、平成 27 年 5 月 21 日付雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）に定める内容に則して実施する。

なお、本県が今年度実施する研修コースは、地域保育コース（地域型保育、一時預かり事業）とする。

## 6. 日程

基本研修		10/7（月）	10/30（水）		
専門研修	共通科目	11/5（火）	11/13（水）	11/15（金）	
	選択科目	地域型保育	11/26（火）	11/27（水）	
		一時預かり	11/28（木）		

※専門研修の共通科目は「地域型保育」と「一時預かり事業」共通です。

※基本研修及び共通科目については全ての日程の参加が必要です。

※見学実習については各選択科目の終了後に実施します（日程については別途ご連絡します）。

## 7. 受講科目及び会場

別紙「令和元年度新潟県子育て支援員研修日程」及び「令和元年度新潟県子育て支援員研修 会場のご案内」のとおり

## 8. 対象者

育児経験や職業経験など多様な経験を有し、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、次の各事業等の職務に従事することを希望する者及び現に従事する者（国要綱4より今回実施する研修に関係する事業を抜粋）

- (1) 家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項）の家庭的保育補助者
- (2) 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）B型の保育士以外の保育従事者
- (3) 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項）C型の家庭的保育補助者
- (4) 事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項）（利用定員19人以下）の保育士以外の保育従事者
- (5) 一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項）の一般型（平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知「一時預かり事業の実施について」別紙「一時預かり事業実施要綱」（以下「一時預かり事業実施要綱」という。）4（1））の保育士以外の保育従事者
- (6) 一時預かり事業（児童福祉法第6条の3第7項）の幼稚園型（一時預かり事業実施要綱4（2）④ア）の保育士及び幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者
- (7) 仕事・子育て両立支援事業（子ども・子育て支援法第59条の2第1項）のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業の保育士以外の保育従事者

## 9. 科目の一部免除

- (1) 既に取得している資格等に応じて、基本研修を免除することができます。
  - ①保育士
  - ②社会福祉士
  - ③その他国家資格（幼稚園教諭、看護師等）を有し、かつ日々子どもと関わる業務に携わるなど、実務経験により、基本研修で学ぶべき知識等が修得されていると県が認める者
- (2) 一部科目修了証書及び基本研修修了証明書の発行を受けている者はその修了科目を免除することができます。

## 10. テキスト

「子育て支援員研修テキスト」（発行：中央法規出版株式会社）申込書のチラシを参照のうえ申し込みをしてください。

## 11. 受講申込方法

- (1) 別紙「参加申込書」により各市町村保育事務担当課へお申込みください。
- (2) 9の規定により基本研修が免除となる方については、各種資格証の写し又は「一部科目修了証書」写し等を併せて提出願います。
- (3) 各市町村保育事務担当課は申込者の受講資格を確認のうえ、各種証明書を添付し、取りまとめて該当事務局へお申込みください。
- (4) 13.受講決定通知(1)③に従事することを希望する者は直接㈱ニチイ学館にお申込みください。（別紙：参加申込書「申し込み先」参照）

## 12. 申込期限

令和元年9月6日（金）

## 13. 受講決定通知

- (1) 定員を超えた場合は、主催者側で、①今現在従事している者②従事することが決まっている者③従事することを希望する者、の順で調整します。
- (2) ニチイ学館該当事務局より各市町村へ連絡します。
- (3) 市町村より受講者へ受講決定（受講案内等）のご連絡をします。
- (4) 11. 受講申込方法（4）より直接ニチイ学館にお申込みされた方は、ニチイ学館よりご連絡いたします。

## 14. 本人確認

運転免許証、健康保険証、パスポート等の公的機関発行の証明書を、受講の都度提示してください。

## 15. 修了評価

- (1) 適切に履修したことを確認するため、科目毎にレポートを提出していただきます。
- (2) 30分以上の遅刻、早退、離席等があった場合は、当該科目は履修とはなりません。

## 16. 修了証の交付

- (1) 全科目を適切に履修した方に修了証を交付します。
- (2) やむを得ない理由により一部の科目を欠席した場合は、履修済みの科目について一部科目修了証を発行します。

## 17. その他

申込書等は以下のホームページにも掲載してありますのでご活用ください。

【新潟県ホームページ】

<http://www.pref.niigata.lg.jp/katei.html>

【ニチイキッズホームページ お知らせ一覧】

<http://www.nichiikids.net/topics/backnumber/2019>

## 申込み・問い合わせ先

株式会社ニチイ学館 新潟支店（研修運営業務受託事業者）

電話番号 025-245-3913 FAX番号 025-248-4057

【メール提出先】 [ec611j@nichiigakkan.co.jp](mailto:ec611j@nichiigakkan.co.jp)

【添付書類の郵送先】

〒950-0088 新潟市中央区万代4-4-2 7NBF新潟テレコムビル4階

株式会社ニチイ学館 新潟支店